

会長	事務局長	主査	担当

大府市農業委員会

第 704 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 704 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 4 月 22 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 4 月 22 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 704 回）

令和 6 年 4 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	現況証明願について	
5	報告 4	農地改良届出について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	報告 7	使用貸借契約の解約通知について	
9	報告 8	農地法第 5 条の規定による許可申請の取消願書について	
10	議案 1	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 2	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条）	
12	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
13	議案 4	大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領（案）の制定について	

・農業委員会事務局職員

事務局長            花井 信武

事務局              下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第704回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第9、報告第8号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第8号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』までを、ご説明します。

始めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書1頁の2件です。畑が2筆、田が1筆で、転用面積は合計で325.81㎡、転用面積は住宅と駐車場がそれぞれ1件です。

次に、報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書2頁から5頁までの10件です。畑が18筆、田が2筆で、転用面積は合計で3,861.89㎡の届出です。転用目的は、住宅が6件、宅地が3件、駐車場が1件です。

次に、報告第3号『現況証明願について』をご説明します。20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書6頁の1件です。畑が1筆で、面積は152.00㎡の願い出がありました。

次に、報告第4号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書7頁の1件です。畑が1筆で、3,000㎡の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第5号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書8頁から9頁までの5件です。畑が9筆、田が12筆で、面積は合計で11,471.15㎡の届出がありました。

次に、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書10頁の1件です。田が1筆で、面積は1,384㎡の解約通知です。

次に、報告第7号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書11頁から12頁までの6件です。田が6筆で、面積は合計で5,116㎡の解約通知

です。

最後に、報告第8号『農地法第5条の規定による許可申請の取消願書について』をご説明します。議案書13頁の1件で、畑が2筆で、面積は2,882㎡の取消願書の提出がありました。この案件については、昨年8月に一時転用の許可が下りた案件ですが、近隣土地所有者から工事の同意が得られず、利用することが困難になったため、許可申請の取消願書が提出されたものです。説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第8号までについて、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは、報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。次に、日程第10、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について』の3件を上程します。このうち、1番の案件は大嶋英二委員が議事参与の制限に該当するものとなります。始めに、議事参与の制限に該当しない2番と3番の2件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について』のうち議事参与の制限に該当しない2番と3番についてご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書14頁の愛知県知事の許可案件2件です。内訳は、畑が3筆で、転用面積は合計で920㎡の申請です。

2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地です。区分の要件は、水管、下水管の2種類の管が埋設されている幅員4m以上の道の沿道の区域であって、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

3番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第1種農地です。区分の要件は、概ね10ha以上の一団の農地の区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。なお、この案件については、昨年9月の総会で、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件です。

以上の案件については、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。2番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

2番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、

東側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、3番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

3番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の最終樹で集水後、北側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに意見などはございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち2番と3番の2件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち2番と3番の2件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、議案第1号のうち1番の案件は、大嶋英二委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、大嶋英二委員は退室してください。

(大嶋英二委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第1号のうち大嶋英二委員が議事参与の制限に該当する1番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号のうち議事参与の制限に該当する1番の1件についてご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案素14頁の愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、田が1筆で、転用面積は943㎡の申請です。

この案件は、歯科診療所を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第2種農地です。区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

以上の案件の案件については、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、大威千里委員どうぞ。

(大威千里 委員)

1番の申請地は、土地造成として切土と盛土をしますが、コンクリートブロックで周辺を囲みます。雨水は、雨水桝に集水後、東側の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち1番の1件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち1番の1件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。大嶋英二委員は入室してください。

(大嶋英二委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第11、議案第2号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』の8件を上程します。このうち設定番号6938番は、竹内敬三委員が議事参与の制限に該当する案件です。それでは、議事参与の制限に該当しない設定番号6932番から6937番までと設定番号6939番の7件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(基盤強化法第19条)』のうち議事参与の制限に該当しない7件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書第15頁から18頁までの設定番号6932番から6937番までと、議案書19頁の設定番号6939番の7件で

す。畑が7筆、田が2筆で、面積は合計で7,962㎡の申請です。借り手は、市内の方が3名、市外の方が1名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち設定番号6932番から6937番までと設定番号6939番の7件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち設定番号6932番から6937番までと設定番号6939番の7件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号のうち設定番号6938番の1件は、竹内敬三委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、竹内敬三委員は退室してください。

(竹内敬三委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第2号のうち竹内敬三委員が、議事参与の制限に該当する設定番号6938番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号のうち議事参与の制限に該当する設定番号6938番の1件を説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書18頁の設定番号6938番の1件です。畑が3筆で、面積は合計で1,754㎡の申請です。借り手は、市内の方が1名で、この借り手は、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち設定番号6938番の1件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち設定番号6938番の1件は、原案のとおり決定いたします。竹内敬三委員は、入室してください。

(竹内敬三委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の10件を上程します。このうち設定番号6940番は富田勇治委員が、設定番号6943番は私久野一弘が議事参与の制限に該当する案件となります。

始めに、議事参与の制限に該当しない設定番号6941番から6942番までと設定番号6944番から6949番までの8件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』のうち議事参与の制限に該当しない8件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書21頁の設定番号6941番から6942番までと、議案書22頁から25頁までの設定番号6944番から6949番までの8件です。畑が6筆、田が8筆で、面積は合計で11,816㎡の申請です。借り手は、市内の方が4名、市外の方が1名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち設定番号6941番から6942番までと、設定番号6944番から6949番までの8件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち設定番号6941番から6942番までと、設定番号6944番から6949番までの8件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号のうち設定番号6940番の案件は、富田勇治委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、富田勇治委員は退室してください。

(富田勇治委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第3号のうち富田勇治委員が、議事参与の制限に該当する

設定番号 6940 番の 1 件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号のうち議事参与の制限に該当する設定番号 6940 番をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 20 頁の設定番号 6940 番の 1 件です。借り手は、市内の方が 1 名で、この借り手は、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 3 号のうち設定番号 6940 番の 1 件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 3 号のうち設定番号 6940 番の 1 件は、原案のとおり決定いたします。富田勇治委員は入室してください。

(富田勇治委員 入室)

それでは、議案第 3 号のうち設定番号 6943 番の 1 件は、私、久野一弘が農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当するため、退室します。

大府市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項により、鈴木広子副会長に議長をお願いします。

(久野一弘委員 退室 / 議長交代)

(鈴木広子 議長)

それでは、議案第 3 号のうち久野一弘委員の議事参与の制限に該当する設定番号 6943 番の 1 件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号のうち議事参与の制限に該当する設定番号 6943 番をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書 22 頁の設定番号 6943 番の 1 件です。田が 1 筆で、面積は 1,144 m<sup>2</sup>の申請です。借り手は、市外の方が 1 名で、この借り手は、令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(鈴木広子 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(鈴木広子 議長)

特に無いようですので、議案第3号のうち設置番号6943番の1件を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(鈴木広子 副会長)

全員賛成ですので、議案第3号のうち設定番号6943番の1件は、原案のとおり決定いたします。久野一弘委員は入室してください。

(久野一弘委員 入室)

(鈴木広子 議長)

これで、久野一弘会長の議事参与案件が終了しましたので、議長を久野一弘会長にお返しします。

(議長交代)

(久野一弘 議長)

次に、日程第13、議案第4号『大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領(案)の制定について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領(案)の制定について』をご説明します。議案書26頁の1件です。国からの要請によって、管理が不十分な農地の再利用等が困難となった土地について、農業委員会が非農地判断をすることとなります。非農地判断を実施するため、事務の取扱いを定めた事務取扱要領を別冊のとおり定めるものです。

内容について、ご説明しますので、別冊『大府市農業委員会非農地判断事務取扱要領(案)』をご覧ください。

第1条は、この要領の趣旨について、第2条は、判断要件と判断の制限について、第3条は、非農地判断の申請者について、第4条は、非農地判断の申請について、第5条は、非農地判断の実施について、第6条は、非農地判断の現地調査について、第7条は、その他について定めるものです。この要領は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見などはございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第704回総会を閉会します。